

■社会保険

加入条件を満たした方は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）および雇用保険に加入して頂いております。

加入資格	契約期間が2ヶ月以上で1ヶ月の労働時間がおおむね120時間以上の方 *契約期間が2ヶ月未満の方は、延長契約開始日から加入になります。
健康保険	被保険者とその家族が、業務上の通勤途上以外の理由によって、病気やけがをした場合や傷病あるいは出産などで働けない期間に必要な保険給付を行う制度です。
介護保険	40歳以上の方に納付義務があり、健康保険料と一緒に介護保険料を納付します。 介護や支援が必要な状態になったとき、「要介護認定」の申請を市区町村に対して行う事により、認定介護度に応じて、介護保険のサービスを利用できるようになります。 *65歳未満の場合は特定疾病に該当すれば申請が可能です。
厚生年金	被保険者の老齢、障害、死亡について保険給付を行い、被保険者とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与する目的としており、「老齢厚生年金」「障害厚生年金」「遺族厚生年金」の事由が生じた場合に年金が給付される事になっています。

■雇用保険

労働者が失業したとき、雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、自ら職業に関する教育訓練を受けたときに必要な給付を行う制度です。

加入資格	・週の労働時間が20時間以上の方 ・31日以上雇用見込みがある方
------	-------------------------------------

■労災保険

業務上の事由または通勤途上において、労働者がけがを負ったり、疾病を患った場合等に被労働者やその家族に対して必要な保険給付を行う制度です。

■定期健康診断

基本、年に一回、夜勤就業（月平均3日以上）をしている方は年に2回、一定の基準を満たした方に対して、スタッフ満足負担で健康診断を実施しております。

受診方法	<p>【定期健康診断の受診手順】 一定基準を満たした方にご連絡致しますので、受診する際は、受診項目をご確認の上、診断結果と領収証を当社まで送付して下さい。 尚、派遣先で受診できる場合がありますので、その際は当社よりご案内致します。</p> <p>【健康診断受診項目】 問診、身長、体重、血圧、腹囲、視力、聴力、尿検査、胸部レントゲン、心電図（40歳以上の方と35歳の方）、血液検査</p>
インフルエンザ 予防接種	スタッフ満足ではインフルエンザ予防接種の全額負担を行っております。

■その他

年次有給休暇	<p>年次有給休暇は、お仕事を開始した日から6ヶ月継続して勤務した時点で、その間の勤務日数に応じて、7ヶ月目から所定の日数が付与されます。また、その後は継続勤務1年ごとに、その1年間の勤務日数に応じて所定の日数が付与されます。</p> <p>ただし、雇用契約が結ばれていない（お仕事されていない）期間が1ヶ月に達した場合は継続勤務とはなりませんので、その後お仕事に復帰した時点から勤務日数、継続年数ともに改めて計算しなおします。</p> <p>*雇用契約が結ばれていない期間が1ヶ月に達した場合*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の計算上の起算日が変更になります。 ・勤務年数は1年目に戻ります。 ・年次有給休暇の残日数はすべて無効になります <p>【有給休暇の申請手順】 お電話で営業担当にお申し出下さい。原則、派遣先でのシフト提出日までが期限です。</p> <p>有給が認められた場合は、作業確認表の備考欄に有給と明記し、所定日にFAXをして下さい。なお、週払の対象日にはなりません。</p> <p>*申請があった時季に年次有給休暇を利用される事が、業務の正常な遂行の妨げになる場合には、その時季を変更して頂く事があります。</p> <p>*やむを得ない理由の欠勤日に対しても有給の差し替えは可能です。</p>
資格取得支援	スタッフ満足では、「介護スタッフとして働きたい!!」「さらに知識を増やしたい!!」という皆様の資格取得から就業までを一貫してサポートし

	<p>ております。スタッフ満足の派遣スタッフとして勤務して頂いた就業時間に応じて各種養成講座で支払った受講料を最大 100%キャッシュバックしております。詳しくは資格取得制度をご覧ください。</p> <p>[対象講座] 介護職員初任者研修 介護職員実務者研修</p>
週払い	<p>スタッフ満足では、「介護スタッフとして働きたい!!」「さらに知識を増やしたい!!」という皆様の資格取得から就業までを一貫してサポートしております。スタッフ満足の派遣スタッフとして勤務して頂いた就業時間に応じて各種養成講座で支払った受講料を最大 100%キャッシュバックしております。詳しくは資格取得制度をご覧ください。</p>